

【資料編】

目 次

資料 1	和束町防災会議条例	1
資料 2	和束町災害対策条例	3
資料 3	災害対策本部組織図	4
資料 4	災害対策本部事務分掌	5
資料 5	本町の危険箇所「山腹崩壊危険地一覧」、「崩壊土砂流出危険地一覧」、「急傾斜地崩壊危険箇所一覧」、「土石流危険渓流一覧」、「地すべり危険箇所一覧」	9
資料 6	文化財一覧	15
資料 7	食料及び生活必需品の調達ルート	22
資料 8	避難所等一覧	24
資料 9	災害対策本部の標識及び職員の証票	25
資料10	災害情報等の災害情報報告用紙（様式第1号）	26
資料11	災害情報等の災害概況即報（様式第2号）	27
資料12	災害情報等の災害概況即報（様式第3号）	28
資料13	被害程度の認定基準	29
資料14	非常無線通信経路図	31
資料15	災害救助法施行細則	32
資料16	本町の消防団組織表	36
資料17	消防団車両等保有状況	37
資料18	水防活動実施報告書	38
資料19	災害対策用ヘリコプター離着陸場	40
資料20	土砂災害警戒区域・特別警戒区域	15
資料21	災害時応援協定の締結一覧	41

資料1 和東町防災会議条例

○和東町防災会議条例

昭和38年11月30日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、和東町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 和東町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 和東町の地域にかかる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 陸上自衛隊の職員
 - (3) 府の知事の部内の職員
 - (4) 府警察の警察官
 - (5) 町長の部内の職員
 - (6) 相楽東部広域連合教育長
 - (7) 相楽中部消防組合消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が防災に関し必要と認める機関の職員及び知識経験者

6 前項の委員の定数は、25人以内とする。

7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、京都府の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のあるもののうちから町長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年11月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成21年条例第5号)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の条例第3条第7項の規定にかかわらず、この条例の施行日以後最初に委員に委嘱されたものに係る任期は、平成22年12月7日までとする。

資料2 和束町災害対策本部条例

○和束町災害対策本部条例

昭和38年11月30日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、和束町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

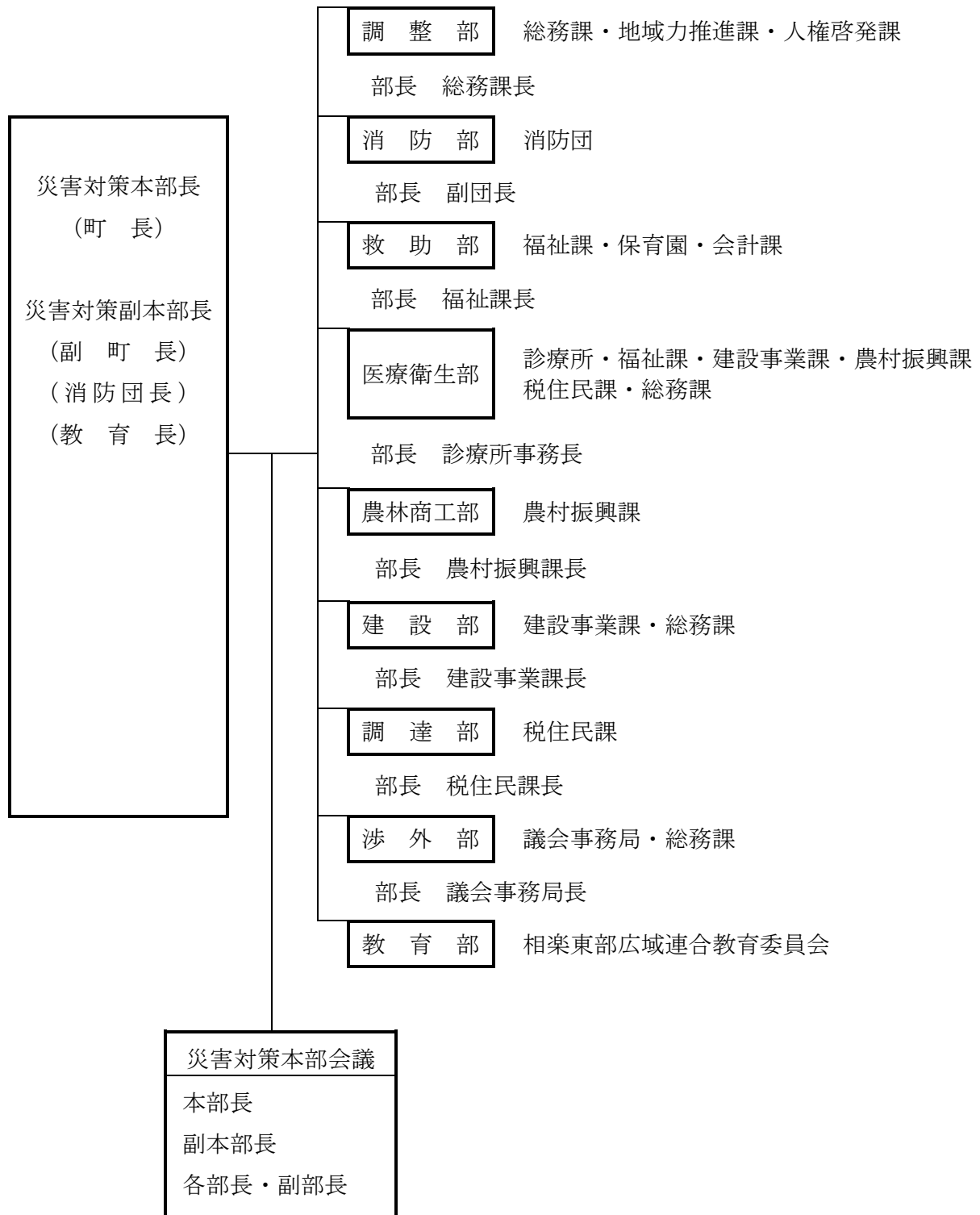
この条例は、昭和38年11月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 災害対策本部組織図

○和束町災害対策本部機構



資料4 災害対策本部事務分掌

本部名	課等（平常時）	係（平常時）	事務分掌
調整部	総務課	庶務係 地域情報係 財政係 行政係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の設置、運用及び閉鎖に関する事 2. 命令及び決定事項に関する事（避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令を含む） 3. 通信手段の確保に関する事 4. 被害状況の総括及び情報、資料等の収集整理に関する事 5. 災害現地調査に関する事 6. 広報活動及び報道機関との連絡に関する事（安否情報の提供を含む） 7. 対策本部要員及び職員の動員に関する事 8. 庁内の管理及び警備に関する事 9. 災害予防及び応急対策の調整に関する事 10. 危険物施設等の応急対策に関する事 11. 災害救助法の適用に関する申請等に関する事 12. 関係機関に対する連絡及び要請、受入れに関する事 13. 自衛隊の派遣要請、受入れに関する事 14. 対策本部の連絡に関する事 15. 観光客の保護及び帰宅困難者対策に関する事 16. 他の部の所掌に属さない事項 17. 被災証明書の発行及び被害家屋調査に関する事
	地域力推進課	企画係 観光係 ワールドマスターズゲームズ準備室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 課業務の総括に関する事 2. 係の業務の総括に関する事 3. 地域おこし協力隊に関する事 4. 関係機関等との連絡調整に関する事
	人権啓発課	啓発調整係 人権ふれあいセンター いきいきこども館	（総務課と同じ）
	税住民課	税務係 住民戸籍係 保険年金係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食料品、衣料品その他生活必需品等の救助物資の調達に関する事 2. 物資の集積場所に関する事 3. 家屋等復旧資材の斡旋に関する事 4. 復旧労務の斡旋に関する事

本部名	課等（平常時）	係（平常時）	事務分掌
渉外部	議会	議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町議会との連絡調整に関する事 2. 社会秩序の維持に関する事 3. 各種陳情の応接に関する事 4. 被災地の慰問、国、府関係機関、その他各種団体の慰問等に関する応接に関する事
	総務課	庶務係 地域情報係 財政係 行政係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町議会との連絡調整に関する事 2. 社会秩序の維持に関する事 3. 各種陳情の応接に関する事 4. 被災地の慰問、国、府関係機関、その他各種団体の慰問等に関する応接に関する事
救助部	福祉課	福祉係 健康係 介護保険係 地域包括支援センター 老人福祉センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の設置及び運営に関する事（福祉避難所を含む） 2. 救助に必要な情報収集及び調査に関する事 3. 要配慮者に関する事 4. 社会福祉施設等の被害状況調査及び応急措置に関する事 5. 救助物資の輸送に関する事 6. 救助物資の受領及び配付に関する事 7. 炊き出しに関する事 8. ボランティアの受け入れ、連絡調整に関する事（専門ボランティアを含む） 9. 母子世帯被害状況調査及び母子福祉資金の緊急貸付に関する事 10. 災害救助法に基づく生業資金の貸付に関する事 11. その他の救助に関する事（他の部に属する救助を除く）
	和東保育園	—	（福祉課と同じ）
	会計管理者・会計課	会計係	（福祉課と同じ）

本部名	課等（平常時）	係（平常時）	事務分掌
医療衛生部	国民健康保険診療所	—	（福祉課と同じ）
	福祉課	福祉係 健康係 介護保険係 地域包括支援センター 老人福祉センター	1. 災害救助法に基づく医療救助及び助産に関すること 2. 京都府山城南保健所との連絡に関すること 3. 一般医療救護に関すること 4. 日本赤十字社京都支部及び関係医療機関との連絡調整に関すること 5. 感染症予防対策に関すること 6. 被災者の健康管理と心のケアに関すること
	農村振興課	茶業係 振興係 環境係	1. 環境衛生対策（生活ごみ、がれき及びし尿の処理、家庭動物の保護収容等）に関すること
	建設事業課	庶務係 建設係 上下水道係	1. 簡易水道施設の整備点検に関すること 2. 飲料水の供給に関すること 3. 簡易水道施設の被害状況及び応急対策と復旧に関すること 4. 下水道施設の整備点検に関すること 5. 下水道施設の被害状況及び応急対策と復旧に関すること
	税住民課	税務係 住民戸籍係 保険年金係	1. 遺体の処理及び埋火葬に関すること
	総務課	庶務係 地域情報係 財政係 行政係	1. 義援金品の受付、配分に関すること
農林商工部	農村振興課	茶業係 振興係 環境係	1. 農林商工関係被害状況の収集整理に関すること 2. 米穀販売業者における在庫量の調査、炊き出し用並びに被災者に対する主食供給に関すること 3. 家畜の被害状況調査と防疫指導に関すること 4. 農作物の応急対策と指導に関すること 5. 被災農林商工業者に対する融資等の申し込み斡旋に関すること

本部名	課等（平常時）	係（平常時）	事務分掌
建設部	建設事業課	庶務係 建設係 上下水道係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公共土木施設、農地、農林業施設等の被害状況の収集整理に関する事 2. 道路、橋りょう等の整備、点検及び被害状況等通行可否の調査に関する事 3. 水防関係情報の収集及び連絡に関する事 4. 交通規制及び道路障害物の除去に関する事 5. 水防関係施設、資材の整備及び調達輸送に関する事 6. 公共土木施設、農地農林施設の応急対策と復旧に関する事 7. 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定に関する事 8. 災害救助法に基づく仮設住宅建設に関する連絡調整
	総務課	庶務係 地域情報係 財政係 行政係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 河川、ため池等水防活動の現地指導及び指示に関する事 2. 災害救助法に基づく住宅応急修理、住宅関係障害物除去に関する連絡調整 3. 住宅等復旧融資の申し込み斡旋に関する事
教育部	相楽東部広域連合教育委員会	—	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育関係被害状況の収集整理に関する事 2. 被災児童、生徒の応急教育に関する事 3. 学校教育施設の応急復旧に関する事 4. 文化財等の被害状況調査及び応急対策に関する事 5. 災害救助法に基づく学用品給与など児童生徒に関する救助に関する事
消防部			<ol style="list-style-type: none"> 1. 火災情報の収集に関する事 2. 火災、風害、地震、水害等の場合における消防団活動及び水防活動に関する事 3. 消防、水利対策に関する事 4. 消防、水防資器材、施設の整備に関する事

資料5 本町の危険箇所「山腹崩壊危険地一覧」、「崩壊土砂流出危険地一覧」、「急傾斜地崩壊危険箇所一覧」、「土石流危険渓流一覧」、「地すべり危険箇所一覧」

○山腹崩壊危険地

No	危険地区番号	地区名	位置	危険度				面積 (ha)
				調査年月	山腹崩壊危険度	被災危険度	危険地区の危険度判定	
1	365-1	撰原湯谷山	撰原湯谷山	H19.3.30	c1	a2	B	69
2	365-2	坂口	石寺坂口	H19.3.30	b1	a2	A	8
3	365-3	向出	白栖森田	H19.3.30	b1	a2	A	17
4	365-4	奥林	撰原奥林	H19.3.30	c1	a2	B	2
5	365-5	中出	白栖大畑	H19.3.30	b1	a2	A	15
6	365-6	猪ヶ口	白栖猪ヶ口	H19.3.30	c1	c2	C	1
7	365-7	東谷	石寺東谷	H19.3.30	c1	c2	C	2
8	365-8	上杣田	杣田中杣田	H19.3.30	c1	a2	B	6
9	365-9	大玉	杣田南	H19.3.30	c1	b2	C	2
10	365-10	板橋	湯船藪田	H19.3.30	c1	c2	C	3
11	365-11	廻り戸	湯船赤岩	H19.3.30	c1	c2	C	2
12	365-12	カヤノ木谷	湯船藪田	H19.3.30	b1	c2	C	1
13	365-13	宮坂	別所宮坂	H19.3.30	b1	a2	A	4
14	365-14	道無	湯船赤岩	H19.3.30	b1	c2	C	6
15	365-15	中山	湯船中山	H19.3.30	b1	c2	C	19
16	365-16	大原	湯船大原	H19.3.30	b1	a2	A	5
17	365-17	知原	湯船岩倉	H19.3.30	b1	a2	A	18
18	365-18	立花	木屋立花	H19.3.30	b1	a2	A	10
19	365-19	西谷	原山西谷	H19.3.30	c1	a2	B	9
20	365-20	養治	原山養治	H19.3.30	b1	a2	A	22
21	365-21	向井山	原山向井山	H19.3.30	b1	c2	C	9
22	365-22	根尻	湯船五ノ瀬	H19.3.30	b1	a2	A	9
23	365-23	岩倉	湯船岩倉	H19.3.30	c1	a2	B	8
24	365-24	青石谷	湯船藪田	H19.3.30	c1	c2	C	4
25	365-25	西ノ追	湯船藪田	H19.3.30	b1	c2	C	4

No	危険地区 番号	地区名	位置	危険度				面積 (ha)
				調査年月	山腹崩壊 危険度	被災 危険度	危険地区 の危険度 判定	
26	365-26	小釜谷	湯船 藪田	H19.3.30	b1	c2	C	2
27	365-27	サガネ追	湯船 藪田	H19.3.30	c1	c2	C	11
28	365-28	コセガ追	湯船 藪田	H19.3.30	b1	c2	C	1
29	365-29	奥出	門前 奥出	H19.3.30	c1	a2	B	11
30	365-30	日室	門前 日室	H19.3.30	b1	a2	A	2
31	365-31	原山 長尾	原山 長尾	H19.3.30	c1	a2	B	2
32	365-33	白栖 西谷	白栖 西谷	H19.3.30	a1	a2	A	2
33	365-34	藤	湯船 藪田	H19.3.30	a1	c2	B	24
34	365-35	マス谷	湯船 藪田	H19.3.30	a1	c2	B	35
35	365-36	花折	中 花折	H19.3.30	c1	c2	C	3
36	365-37	両神	中 両神	H19.3.30	b1	c2	C	6
37	365-38	向井出	湯船 向井出	H19.3.30	b1	c2	C	5
38	365-39	若山	別所 若山	H19.3.30	c1	a2	B	7

○崩壊土砂流出危険地

No	危険地区 番号	地区名	位置	危険度				面積 (ha)
				調査年月	崩壊土流出 危険度	被災危険 度	危険地区 の危険度 判定	
1	365-1	大原	湯船 大原	H19.3.30	c1	a2	B	0.45
2	365-2	赤岩	湯船 赤岩	H19.3.30	c1	c2	C	0.36
3	365-3	中尾	別所 中尾	H19.3.30	a1	a2	A	0.72
4	365-4	三本松	園 三本松	H19.3.30	a1	c2	B	0.90
5	365-5	清水谷	原山 清水谷	H19.3.30	a1	c2	B	1.56
6	365-6	尾保羅	湯船 尾保羅	H19.3.30	c1	c2	C	0.27
7	365-7	岩倉	湯船 岩倉	H19.3.30	c1	a2	B	0.18
8	365-8	中山	湯船 中山	H19.3.30	c1	a2	B	0.12
9	365-9	中切	湯船 中切	H19.3.30	b1	a2	A	1.65
10	365-10	玉ノ瀬	湯船 玉ノ瀬	H19.3.30	b1	a2	A	0.45

No	危険地区 番号	地区名	位置	危険度				面積 (ha)
				調査年月	崩壊土流出 危険度	被災危険 度	危険地区 の危険度 判定	
11	365-11	岩坂尻	湯船 岩坂尻	H19.3.30	c1	c2	C	0.24
12	365-12	奥出	門前 奥出	H19.3.30	b1	a2	A	1.20
13	365-13	猪ノ谷	湯船 猪ノ谷	H19.3.30	c1	c2	C	0.60
14	365-14	井手ノ尾	中 井手ノ尾	H19.3.30	a1	c2	B	0.54
15	365-15	桜谷	木屋 桜谷	H19.3.30	a1	a2	A	0.54
16	365-16	桶淵 その1	木屋 桶淵	H19.3.30	c1	c2	C	0.27
17	365-17	桶淵 その2	木屋 桶淵	H19.3.30	c1	c2	C	0.45
18	365-18	大谷 その1	石寺 大谷	H19.3.30	a1	a2	A	0.45
19	365-19	大谷 その2	石寺 大谷	H19.3.30	b1	a2	A	0.45
20	365-20	森田山	白栖 森田山	H19.3.30	b1	a2	A	0.54
21	365-21	奥畑谷	白栖 奥畑谷	H19.3.30	c1	a2	B	0.09
22	365-22	星ヶ谷 その1	木屋 星ヶ谷	H19.3.30	b1	a2	A	0.75
23	365-23	星ヶ谷 その2	木屋 星ヶ谷	H19.3.30	a1	a2	A	0.75
24	365-25	宮ノ谷 その1	木屋 宮ノ谷	H19.3.30	b1	c2	C	1.20
25	365-27	サネガ追	湯船 藪田	H19.3.30	c1	c2	C	0.18
26	365-28	イモジ川	湯船 藪田	H19.3.30	c1	c2	C	0.60
27	365-29	トガノキ谷	湯船 藪田	H19.3.30	b1	c2	C	0.30
28	365-30	南戸	湯船 赤岩	H19.3.30	c1	a2	B	0.45
29	365-31	奥出	門前 奥出	H19.3.30	a1	a2	A	1.56
30	365-32	赤岩	湯船 赤岩	H19.3.30	c1	c2	C	3.00
31	365-33	砂子谷	湯船 藪田	H19.3.30	c1	c2	C	0.54
32	365-34	砂見	釜塚 砂見	H19.3.30	b1	c2	C	0.72
33	365-35	大谷	中 大谷	H19.3.30	c1	c2	C	0.06

○急傾斜地崩壊危険箇所一覧

No	斜面区分	箇所番号	箇所名	所在地			
				郡市名	町村名	大字	小字
1	自然	ち 1001	小杉	相楽郡	和束町	湯船	中山
2	人工	ち 1002	中山	相楽郡	和束町	湯船	岩倉
3	自然	ち 1003	岩倉Ⅰ	相楽郡	和束町	湯船	岩倉
4	自然	ち 1004	米山	相楽郡	和束町	湯船	岩倉
5	自然	ち 1005	射場	相楽郡	和束町	湯船	岩倉
6	自然	ち 1006	湯船	相楽郡	和束町	湯船	五の瀬
7	自然	ち 1007	五の瀬	相楽郡	和束町	湯船	五の瀬
8	自然	ち 1008	原山	相楽郡	和束町	原山	広垣内
9	自然	ち 1009	谷	相楽郡	和束町	門前	谷
10	自然	ち 1010	二本一	相楽郡	和束町	中	二本一
11	自然	ち 1011	平田	相楽郡	和束町	中	平田
12	自然	ち 1012	平ノ畑	相楽郡	和束町	別所	平ノ畑
13	自然	ち 1013	中出	相楽郡	和束町	白栖	中出
14	自然	ち 1014	撰原南	相楽郡	和束町	撰原	湯谷原
15	自然	ち 1015	木屋	相楽郡	和束町	木屋	立花垣外
16	自然	ち 1016	奥出	相楽郡	和束町	園	奥出
17	自然	ち 1017	新道	相楽郡	和束町	別所	新道
18	自然	ち 1018	城ヶ原	相楽郡	和束町	別所	城ヶ原
19	自然	ち 1020	上山	相楽郡	和束町	中	上山
20	自然	ち 1024	南部	相楽郡	和束町	釜塚	南部
21	自然	ち 1028	長井	相楽郡	和束町	白栖	長井
22	自然	ち 1029	西谷	相楽郡	和束町	白栖	西谷
23	自然	ち 1030	東出	相楽郡	和束町	石寺	東出
24	自然	ち 2014	中尾垣内	相楽郡	和束町	撰原	中尾垣内
25	自然	ち 2001	岩倉Ⅱ	相楽郡	和束町	湯船	岩倉
26	自然	ち 2002	岩倉Ⅲ	相楽郡	和束町	湯船	岩倉
27	自然	ち 2003	五の瀬Ⅱ	相楽郡	和束町	湯船	五の瀬
28	自然	ち 2004	岩坂尻	相楽郡	和束町	湯船	岩坂尻
29	自然	ち 2005	西ノ谷	相楽郡	和束町	原山	西ノ谷
30	自然	ち 2006	東谷	相楽郡	和束町	白栖	東谷
31	自然	ち 2007	奥之谷	相楽郡	和束町	白栖	奥之谷
32	自然	ち 2008	奥之谷	相楽郡	和束町	白栖	奥之谷
33	自然	ち 2009	中谷	相楽郡	和束町	白栖	中谷
34	自然	ち 2010	中杣田Ⅱ	相楽郡	和束町	杣田	中杣田
35	自然	ち 2011	口杣田Ⅰ	相楽郡	和束町	杣田	口杣田
36	自然	ち 2012	口杣田Ⅱ	相楽郡	和束町	杣田	口杣田
37	自然	ち 2013	坂尻	相楽郡	和束町	撰原	坂尻
38	自然	ち 2015	下島	相楽郡	和束町	下島	古橋
39	自然	ち 2016	木戸ノ奥Ⅱ	相楽郡	和束町	湯船	木戸ノ奥
40	自然	ち 2027	狭佐間	相楽郡	和束町	別所	狭佐間

No	斜面区分	箇所番号	箇所名	所在地			
				郡市名	町村名	大字	小字
41	自然	ち 2028	下河原	相楽郡	和束町	南	下河原
42	自然	ち 2029	下出	相楽郡	和束町	白栖	下出
43	自然	ち 2031	増田山	相楽郡	和束町	白栖	増田山
44	自然	ち 2032	向山	相楽郡	和束町	白栖	向山
45	自然	ち 2034	上出	相楽郡	和束町	石寺	上出
46	自然	ち 2036	松ノ尾	相楽郡	和束町	撰原	松ノ尾
47	自然	ち 1025	大林	相楽郡	和束町	南	大林

土砂災害危険箇所点検マップ(平成15年5月修正版)

○土石流危険渓流一覧

No	渓流番号	河川	水系	河川名	渓流名	所在地		
						郡市名	町村名	字名
1	ち 001	一級	淀川	木津川	立花谷川	相楽郡	和束町	木屋
2	ち 005	一級	淀川	和束川	大原西谷	相楽郡	和束町	湯船
3	ち 006	一級	淀川	和束川	田尻谷	相楽郡	和束町	湯船
4	ち 007	一級	淀川	和束川	祖谷川	相楽郡	和束町	湯船
5	ち 011	一級	淀川	和束川	園谷川	相楽郡	和束町	園
6	ち 012	一級	淀川	和束川	園川	相楽郡	和束町	園
7	ち 015	一級	淀川	和束川	八王寺谷川	相楽郡	和束町	釜塚
8	ち 017	一級	淀川	和束川	谷田川	相楽郡	和束町	釜塚
9	ち 019	一級	淀川	和束川	船尾川	相楽郡	和束町	別所
10	ち 021	一級	淀川	和束川	峠中谷	相楽郡	和束町	白栖
11	ち 022	一級	淀川	和束川	坂尻谷	相楽郡	和束町	白栖
12	ち 026	一級	淀川	和束川	中の谷川	相楽郡	和束町	白栖
13	ち 027	一級	淀川	和束川	西谷	相楽郡	和束町	白栖
14	ち 028	一級	淀川	和束川	幸の柄谷	相楽郡	和束町	白栖
15	ち 029	一級	淀川	和束川	丹後谷川	相楽郡	和束町	石寺
16	ち 030	一級	淀川	和束川	大谷川	相楽郡	和束町	石寺
17	ち 033	一級	淀川	杉田川	生水谷	相楽郡	和束町	杉田
18	ち 034	一級	淀川	杉田川	杉ノ谷	相楽郡	和束町	杉田
19	ち 035	一級	淀川	門前川	門前川	相楽郡	和束町	門前
20	ち 504	一級	淀川	和束川	田端谷	相楽郡	和束町	原山
21	ち 505	一級	淀川	和束川	尾瀬谷川	相楽郡	和束町	原山
22	新ち 1001	一級	淀川	和束川	椎原川支溪	相楽郡	和束町	湯船
23	新ち 1005	一級	淀川	杉田川	杉田川	相楽郡	和束町	杉田
24	新ち 2001	一級	淀川	和束川	西条師川	相楽郡	和束町	木屋
25	ち 008	一級	淀川	和束川	白山神川	相楽郡	和束町	湯船
26	ち 003	一級	淀川	和束川	大原東谷	相楽郡	和束町	湯船
27	ち 009	一級	淀川	和束川	尾根川	相楽郡	和束町	門前
28	ち 014	一級	淀川	和束川	坊川	相楽郡	和束町	釜塚
29	ち 018	一級	淀川	和束川	別所川	相楽郡	和束町	別所

No	溪流番号	河川	水系	河川名	溪流名	所在地		
						郡市名	町村名	字名
30	ち 023	一級	淀川	和東川	奥ノ谷	相楽郡	和東町	白栖
31	ち 024	一級	淀川	和東川	船尾谷	相楽郡	和東町	白栖
32	ち 031	一級	淀川	和東川	西の谷川	相楽郡	和東町	石寺
33	ち 032	一級	淀川	杣田川	岩尾橋川	相楽郡	和東町	杣田
34	ち 502	一級	淀川	木津川	立花谷川	相楽郡	和東町	木屋
35	ち 503	一級	淀川	和東川	岩坂谷	相楽郡	和東町	湯船
36	ち 506	一級	淀川	和東川	金蔵院傍谷	相楽郡	和東町	原山
37	ち 511	一級	淀川	和東川	撰原川	相楽郡	和東町	撰原
38	ち 512	一級	淀川	和東川	土谷川	相楽郡	和東町	撰原
39	ち 513	一級	淀川	和東川	大谷川支溪	相楽郡	和東町	石寺
40	ち 514	一級	淀川	和東川	大谷川	相楽郡	和東町	石寺
41	ち 516	一級	淀川	和東川	木戸ノ奥谷川	相楽郡	和東町	湯船
42	新ち 1004	一級	淀川	杣田川	杣ノ尾谷川	相楽郡	和東町	杣田
43	新ち 2002	一級	淀川	和東川	長井谷	相楽郡	和東町	撰原坂尻
44	ち 002	一級	淀川	木津川	向垣外川	相楽郡	和東町	木屋

土砂災害危険箇所点検マップ(平成15年5月修正版)

○地すべり危険箇所一覧

No	箇所名	河川	水系	河川名	溪流名	所在地		
						郡市名	町村名	字名
1	白栖	一級	淀川	木津川	和東川	相楽郡	和東町	白栖
2	園	一級	淀川	木津川	和東川	相楽郡	和東町	園

土砂災害危険箇所点検マップ(平成15年5月修正版)

資料6 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

※平成28年3月18日で土砂災害警戒区域等は全て指定済み（京都府）

地区名	自然現象	No	区域名	区域番号	所在地	特別警戒区域
湯船地区	土石流	1	大原東谷	ち003	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	土石流	2	大原西谷	ち005	相楽郡和束町湯船地区	-
湯船地区	土石流	3	田尻谷	ち006	相楽郡和束町湯船地区	-
湯船地区	土石流	4	岩坂谷	ち503	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	土石流	5	白山神川	ち008	相楽郡和束町湯船地区	-
湯船地区	土石流	6	木戸の奥谷	ち2010	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	土石流	7	祖谷川	ち007	相楽郡和束町湯船地区	-
湯船地区	土石流	8	推原川	新ち1001	相楽郡和束町湯船地区	-
湯船地区	土石流	9	西条師川	新ち2001	相楽郡和束町湯船地区	-
湯船地区	急傾斜地の崩壊	10	小杉	ち1001	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	11	中山	ち1002	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	12	岩倉市	ち1003	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	13	米山A	ち1004-1	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	14	米山B	ち1004-2	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	15	米山C	ち1004-3	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	16	射場A	ち1005-1	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	17	射場B	ち1005-2	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	18	湯船A	ち1006-1	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	19	湯船B	ち1006-2	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	20	五の瀬I	ち1007	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	21	戸の奥	ち2001	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	22	射場C	ち2002	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	23	五の瀬II	ち2003	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	24	岩坂尻	ち2004	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	25	木戸の奥A	ち2016-1	相楽郡和束町湯船地区	●
湯船地区	急傾斜地の崩壊	26	木戸の奥B	ち2016-2	相楽郡和束町湯船地区	●
原山地区	土石流	27	金蔵院傍谷	ち1013	相楽郡和束町原山地区	●
原山地区	土石流	28	尾瀬谷川	ち1014	相楽郡和束町原山地区	-
原山地区	土石流	29	田端谷	ち1015	相楽郡和束町原山地区	-
原山地区	急傾斜地の崩壊	30	原山	ち1008	相楽郡和束町原山地区	●
原山地区	急傾斜地の崩壊	31	西ノ谷	ち2005	相楽郡和束町原山地区	●
原山地区	急傾斜地の崩壊	32	長ノ尾	ち2018	相楽郡和束町原山地区	●
原山地区	急傾斜地の崩壊	33	向井山	ち2035	相楽郡和束町原山地区	●
門前地区	土石流	34	尾根川	ち009	相楽郡和束町門前地区	●
門前地区	土石流	35	門前川	ち035	相楽郡和束町門前地区	●
門前地区	急傾斜地の崩壊	36	谷	ち1009	相楽郡和束町門前地区	●
中地区	土石流	37	坊川	ち014	相楽郡和束町中地区	●
中地区	急傾斜地の崩壊	38	二本一	ち1010	相楽郡和束町中地区	●

地区名	自然現象	No	区域名	区域番号	所在地	特別警戒区域
中地区	急傾斜地の崩壊	39	平田	ち 1011	相楽郡和束町中地区	●
中地区	急傾斜地の崩壊	40	上山	ち 1020	相楽郡和束町中地区	●
園地区	土石流	41	園谷川	ち 011	相楽郡和束町園地区	-
園地区	土石流	42	園川2	ち 012	相楽郡和束町園地区	●
園地区	急傾斜地の崩壊	43	奥出	ち 1016	相楽郡和束町園地区	●
園地区	急傾斜地の崩壊	44	金谷垣内	ち 1016-2	相楽郡和束町園地区	●
木屋地区	土石流	45	滝ノ谷川	ち 001	相楽郡和束町木屋地区	-
木屋地区	土石流	46	向垣外川1	ち 002-1	相楽郡和束町木屋地区	-
木屋地区	土石流	47	向垣外川 2	ち 002-2	相楽郡和束町木屋地区	-
木屋地区	土石流	48	向垣外川 3	ち 002-3	相楽郡和束町木屋地区	-
木屋地区	土石流	49	立花谷川1	ち 502-1	相楽郡和束町木屋地区	-
木屋地区	土石流	50	立花谷川 2	ち 502-2	相楽郡和束町木屋地区	-
木屋地区	土石流	51	立花谷川 3	ち 502-3	相楽郡和束町木屋地区	●
木屋地区	急傾斜地の崩壊	52	木屋 A	ち 1015-1	相楽郡和束町木屋地区	●
木屋地区	急傾斜地の崩壊	53	木屋 B	ち 1015-2	相楽郡和束町木屋地区	●
木屋地区	急傾斜地の崩壊	54	木屋 C	ち 1015-3	相楽郡和束町木屋地区	●
木屋地区	急傾斜地の崩壊	55	木屋 D	ち 1015-4	相楽郡和束町木屋地区	●
杣田地区	土石流	56	岩尾橋川	ち 032	相楽郡和束町杣田地区	-
杣田地区	土石流	57	杣ノ谷1	ち 033	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	土石流	58	杣ノ谷 2	ち 034	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	土石流	59	杣ノ尾谷川	新ち 1004	相楽郡和束町杣田地区	-
杣田地区	土石流	60	杣田川 1	新ち 1005-1	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	土石流	61	杣田川 2	新ち 1005-2	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	土石流	62	杣田川 3	新ち 1005-3	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	急傾斜地の崩壊	63	中杣田 I	ち 1026-1	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	急傾斜地の崩壊	64	中杣田 II	ち 1026-2	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	急傾斜地の崩壊	65	上杣田 I	ち 1027	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	急傾斜地の崩壊	66	口杣田 I	ち 2011	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	急傾斜地の崩壊	67	口杣田 II	ち 2012	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	急傾斜地の崩壊	68	上杣田 II A	ち 2026-1	相楽郡和束町杣田地区	-
杣田地区	急傾斜地の崩壊	69	上杣田 II B	ち 2026-2	相楽郡和束町杣田地区	-
杣田地区	急傾斜地の崩壊	70	上杣田 II C	ち 2026-3	相楽郡和束町杣田地区	●
杣田地区	急傾斜地の崩壊	71	上杣田 II D	ち 2026-4	相楽郡和束町杣田地区	●
南地区	急傾斜地の崩壊	72	大林	ち 1025	相楽郡和束町南地区	-
南地区	急傾斜地の崩壊	73	大玉	ち 1025-2	相楽郡和束町南地区	●
南地区	急傾斜地の崩壊	74	下河原	ち 2028	相楽郡和束町南地区	●
釜塚地区	土石流	75	園川	ち 015	相楽郡和束町釜塚地区	-
釜塚地区	土石流	76	谷田川	ち 017	相楽郡和束町釜塚地区	-
釜塚地区	急傾斜地の崩壊	77	南部	ち 1024	相楽郡和束町釜塚地区	●
別所地区	土石流	78	別所川	ち 018	相楽郡和束町別所地区	-

地区名	自然現象	No	区域名	区域番号	所在地	特別警戒区域
別所地区	土石流	79	船尾川	ち019	相楽郡和束町別所地区	-
別所地区	急傾斜地の崩壊	80	平の畑	ち1012	相楽郡和束町別所地区	●
別所地区	急傾斜地の崩壊	81	新道	ち1017	相楽郡和束町別所地区	●
別所地区	急傾斜地の崩壊	82	城ヶ原	ち1018	相楽郡和束町別所地区	●
別所地区	急傾斜地の崩壊	83	狭佐間	ち2027	相楽郡和束町別所地区	●
白栖地区	土石流	84	奥之谷	ち023	相楽郡和束町白栖地区	-
白栖地区	土石流	85	船尾谷	ち024	相楽郡和束町白栖地区	-
白栖地区	土石流	86	中谷川1	ち026-1	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	土石流	87	中谷川2	ち026-2	相楽郡和束町白栖地区	-
白栖地区	土石流	88	西谷	ち027	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	土石流	89	幸の栖谷	ち028	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	90	中出A	ち1013-1	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	91	中出B	ち1013-2	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	92	中出C	ち1013-3	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	93	長井	ち1028	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	94	西谷A	ち1029-1	相楽郡和束町白栖地区	-
白栖地区	急傾斜地の崩壊	95	西谷B	ち1029-2	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	96	西谷C	ち1029-3	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	97	西谷D	ち1029-4	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	98	西谷E	ち1029-5	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	99	西谷F	ち1029-6	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	100	東谷A	ち2006-1	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	101	東谷B	ち2006-2	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	102	東谷C	ち2006-3	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	103	奥之谷A	ち2007	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	104	奥之谷B	ち2008	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	105	中谷	ち2009	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	106	下出A	ち2029-1	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	107	下出B	ち2029-2	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	108	増田山	ち2031	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	109	向山A	ち2032-1	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	110	向山B	ち2032-2	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	111	向山C	ち2032-3	相楽郡和束町白栖地区	●
白栖地区	急傾斜地の崩壊	112	向山D	ち2032-4	相楽郡和束町白栖地区	●
石寺地区	土石流	113	丹後谷川	ち029	相楽郡和束町石寺地区	●
石寺地区	土石流	114	大谷川	ち030	相楽郡和束町石寺地区	●
石寺地区	土石流	115	西の谷川1	ち031-1	相楽郡和束町石寺地区	●
石寺地区	土石流	116	西の谷川2	ち031-2	相楽郡和束町石寺地区	●
石寺地区	土石流	117	大谷川支流	ち513	相楽郡和束町石寺地区	●
石寺地区	土石流	118	大谷川左支	ち514	相楽郡和束町石寺地区	●

地区名	自然現象	No	区域名	区域番号	所在地	特別警戒区域
石寺地区	急傾斜地の崩壊	119	上出	ち 2034	相楽郡和束町石寺地区	●
石寺地区	急傾斜地の崩壊	120	森ノ下	ち 2034-2	相楽郡和束町石寺地区	●
撰原地区	土石流	121	峠中谷	ち 021	相楽郡和束町撰原地区	●
撰原地区	土石流	122	坂尻谷	ち 022	相楽郡和束町撰原地区	-
撰原地区	土石流	123	撰原川	ち 511	相楽郡和束町撰原地区	-
撰原地区	土石流	124	土谷川	ち 512	相楽郡和束町撰原地区	-
撰原地区	土石流	125	長井谷	新ち 2002	相楽郡和束町撰原地区	-
撰原地区	急傾斜地の崩壊	126	撰原南Ⅰ	ち 1014-1	相楽郡和束町撰原地区	●
撰原地区	急傾斜地の崩壊	127	撰原南Ⅱ	ち 1014-2	相楽郡和束町撰原地区	●
撰原地区	急傾斜地の崩壊	128	坂尻	ち 2013	相楽郡和束町撰原地区	●
撰原地区	急傾斜地の崩壊	129	中尾垣内Ⅰ	ち 2014-1	相楽郡和束町撰原地区	●
撰原地区	急傾斜地の崩壊	130	中尾垣内Ⅱ	ち 2014-2	相楽郡和束町撰原地区	●
撰原地区	急傾斜地の崩壊	131	松ノ尾	ち 2036	相楽郡和束町撰原地区	●
下島地区	急傾斜地の崩壊	132	下島Ⅰ	ち 2015-1	相楽郡和束町下島地区	●
下島地区	急傾斜地の崩壊	133	下島Ⅱ	ち 2015-2	相楽郡和束町下島地区	●
白栖地区	地すべり	134	白栖	13	相楽郡和束町白栖地区	-
園地区	地すべり	135	園	14	相楽郡和束町園地区	-

(平成28年3月31日現在)

資料7 水害・土砂災害時に避難を要する要配慮者利用施設一覧表

施設名	住所	浸水区域	土砂災害警戒区域
和東町在宅介護支援センター	京都府相楽郡和東町大字釜塚小字生水 15 番地	○	○
特別養護老人ホーム わらく	京都府相楽郡和東町大字釜塚小字縄手 25 番地	—	○
和東町立和東保育園	京都府相楽郡和東町大字中小字市場 19 番地	○	—

資料8 文化財一覽

【国指定 重要文化財】

文化財名	時代	区分	指定年	所在地
金胎寺多宝塔	鎌倉時代 1298年(永仁6年)	建造物	明治32年	和束町原山
金胎寺宝篋印塔	鎌倉時代 1300年(正安2年)	建造物	昭和27年	和束町原山
天満宮本殿	1348年(貞和4年)	建造物	昭和16年	和束町園
木造弥勒菩薩坐像	鎌倉時代	美術工芸	大正2年	和束町原山(金胎寺)
錢弘俣八万四千塔	955年(後周顯徳2年)	美術工芸	明治44年	和束町原山(金胎寺)
木造薬師如来坐像	平安時代初期	美術工芸	昭和53年	和束町原山(薬師寺)

【国指定 史跡名勝・天然記念物】

文化財名	時代	区分	指定年	所在地
金胎寺境内	白鳳時代	史蹟名勝天然記念物	昭和9年	和束町原山

【京都府指定 登録有形無形文化財】

文化財名	時代	区分	指定年	所在地
石寺人形浄瑠璃用具125点	-	有形民俗	平成2年 (府登録第45号)	和束町所有
巽座人形浄瑠璃用具 125点 附・巽座文書 14点	-	有形民俗	平成2年 (府登録第46号)	和束町所有
和束町のおかげ踊り	-	有形民俗	平成2年 (府登録第51号)	和束町おかげ踊保存会
絹本著色和束天神縁起 4幅 附・北野天神縁起 2巻 断簡 2紙	-	美術工芸	平成4年 (府指絵第26号)	和束町園 (天満宮)
境内社春日神社本殿	-	建造物	平成8年 (府登録)	和束町園 (天満宮)
境内社梅宮神社本殿 附・境内社八幡宮本殿	-	建造物	平成8年 (府登録)	和束町園 (天満宮)
絹本著色大有理有像1幅	-	美術工芸	平成9年 (府指絵第32号)	和束町湯船 (大智寺)
木心乾漆菩薩坐像	奈良時代	美術工芸	平成17年 (府指定)	和束町園 (観音寺)

【京都府指定 天然記念物】

文化財名	時代	その他	指定年	所在地
八坂神社のスギ	-	樹高25m 幹周13m 樹齡約1000年	昭和59年	和束町中

【京都府文化財環境保全地区】

地区名	登録年	所在地
天満宮文化財環境保全地区	平成8年登録	天満宮境内(園小字大塚2・他9筆)

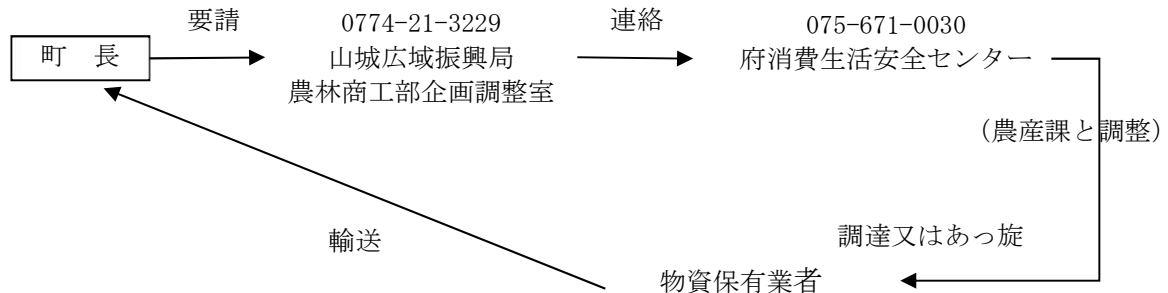
【和束町の石仏】

名称	時代	概要	位置
弥勒菩薩	正安年間 (1299～1301年)	高さ6m 光背形彫凹め中に如来立像を 半肉彫り花崗岩の大巖石	和束町白栖
靈性寺の石仏 (石仏地藏菩薩)	鎌倉後期 正安年間1300年頃	半肉彫り	和束町石寺
子安地藏菩薩像	鎌倉時代 文永4年(1267年)	像高1.26m 花崗岩製	和束町撰原
百丈岩の文殊磨崖仏	不明	高さ1.08m 右手に如意、左手に経巻	和束町湯船

資料9 食料及び生活必需品の調達ルート

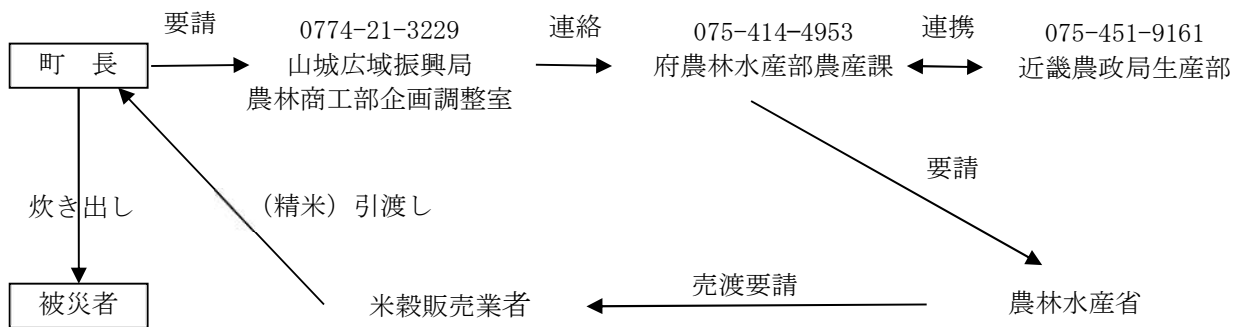
○食料品の調達等系統

(1) 応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート

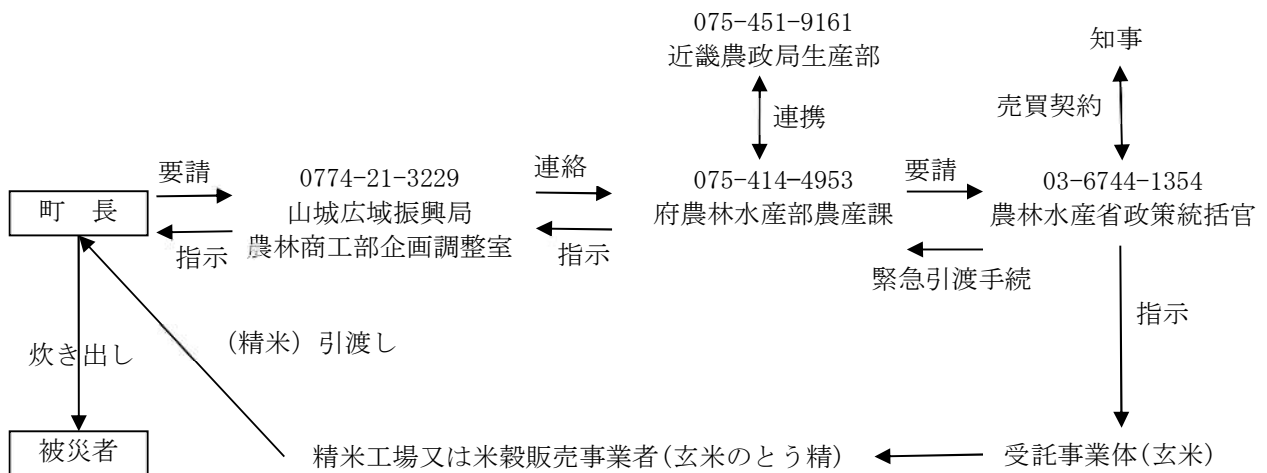


(2) 米穀の緊急引渡ルート

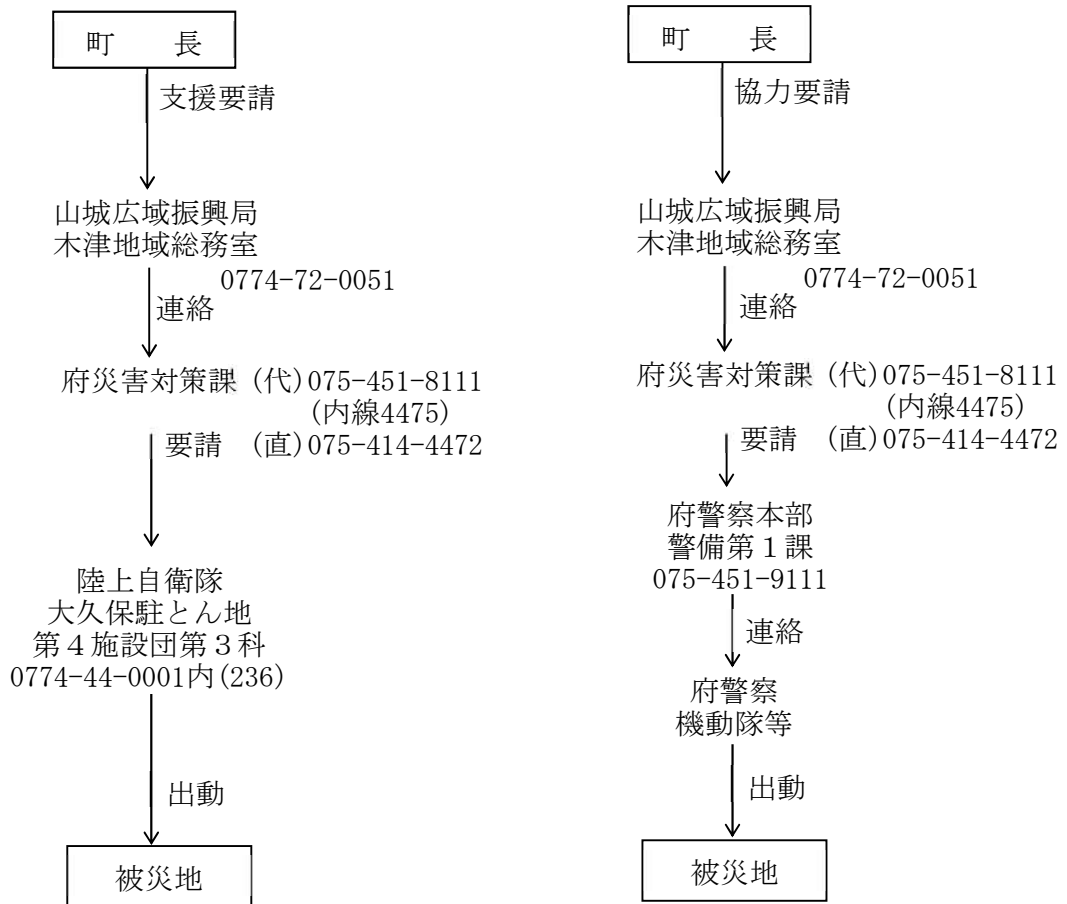
(a) 販売事業者からの調達



(b) 政府所有米穀の調達



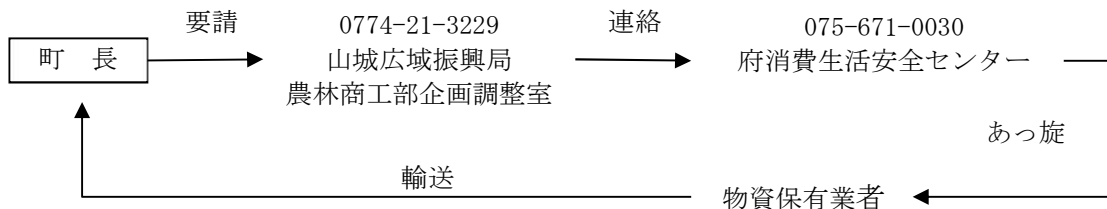
○自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統



*府本部設置後は、町長からの応援要請についてはすべて府支部を通じ府本部（防災室）あて行うものとする。

○生活必需物品の調達系統

(1) 町から府に物資あつ旋を要請する場合



資料10 避難所等一覧

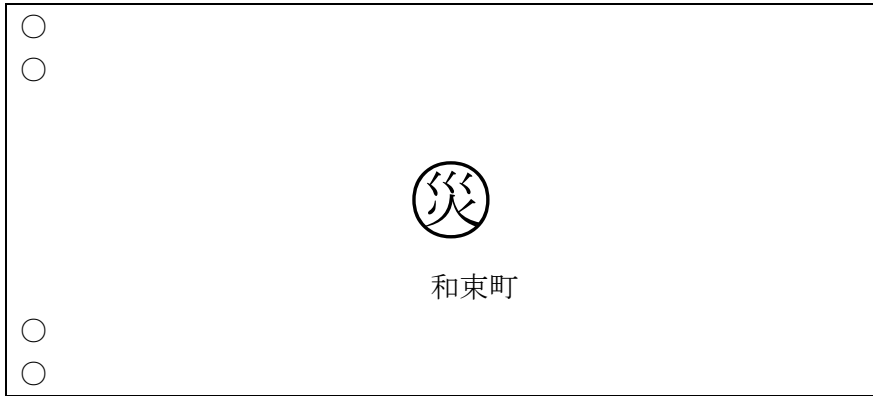
No	避難所名	住 所	指定 避難所	指定緊急避難場所		
				洪水	土砂 災害	地震
1	相楽東部広域連合立 和東小学校	大字園小字神定57	○	○	○	○
2	相楽東部広域連合立 和東中学校	大字釜塚小字北ノ畑1	○	○	○	○
3	和東町立和東運動公園 グラウンド	大字白栖小字猪ケ口25-5	—	○	○	○
4	和東町体験交流センター	大字中小字平田23-1	○	○	○	○
5	和東町立和東保育園	大字中小字市場19	○	×	○	○
6	和東町社会福祉センター	大字釜塚小字生水15	○	○	○	×
7	和東町人権ふれあいセンター	大字釜塚小字前田44	○	○	○	○
8	和東B&G海洋センター	大字釜塚小字実坂1	○	○	○	○
9	和東町老人福祉センター	大字白栖小字南半田68-1	○	○	○	○
10	白栖区公民館	大字白栖小字内勘定8	○	○	○	○
11	中・五の瀬集会所	大字湯船小字194-1、 194-2	○	○	×	○
12	グリーンティ和東	大字白栖小字大狭間35	○	○	○	○

資料11 災害対策本部の標識及び職員の証票

(1) 本部標識



(2) 腕章



資料13 災害情報等の災害概況即報（様式第2号）

市町村名 (消防(局)本部名)		被害情報の 有無 (いずれかに○ を)	有り	◎被害情報がない場合も必ず 報告してください。 ◎第1報は府からの依頼後速 やかに、第2報以降は府から 求める時刻までに必ず報告願 います。
課名			無し	
報告者名				
災害名 報告番号	第 報 (月 日 時 分現在)			

1 被害の状況(被害が発生した場合は、必ず被害状況詳細報告(別紙1)を添付してください)

区分		件数	摘要	
人的被害	死者	人		
	行方不明者	人	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者について記入	
	負傷者	重傷	人	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者について記入
		軽傷	人	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者について記入
住家被害	全壊	棟	損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの	
	半壊	棟	損壊が甚だしいが、補修すれば再使用できる程度のもの	
	一部破損	棟	全壊及び半壊にはいたらない住家の破損で、補修を要するものについて記入(ガラス数枚程度の被害を除く)	
	床上浸水	棟	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊に該当しないが土砂等のたい積により一時的に居住できないものについて記入	
	床下浸水	棟	床上浸水にいたらない程度に浸水したものについて記入	
非住家被害	公共の建物	棟	公用又は公共の用に供する建物が、全壊又は半壊したものについて記入 (例) 役場庁舎、公民館、公立保育園	
	その他	棟	公共用以外の建物が全壊又は半壊したものについて記入 (例) 倉庫、車庫、工場、事務所	
その他被害	文教施設	棟	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園における教育の用に供する施設が被害を受けたもの(一部破損、浸水を含む)について記入	
	病院	棟	病院(診療所を除く)が被害を受けたもの(一部破損、浸水を含む)について記入	
	道路	箇所	市町村道(橋りょうを除く)が、土石崩落、路面陥没、路肩崩壊等により通行規制を行ったものについて記入	
	橋りょう	箇所	市町村道の橋りょう(橋長2m以上)が損壊し、通行規制を行ったものについて記入	
	崖くずれ	箇所	崖くずれ、地すべり、土石流により人的被害、建物被害、又は市町村道に道路被害が発生したものについて記入	
	水道	戸	上水道又は簡易水道の報告時点における断水戸数を記入	
(地震の場合のみ) 火災被害	建物	件		
	危険物	件	高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故	
	その他	件		
119番通報件数	件	震度6弱以上の地震の場合に記入		
上記以外※				

2 避難の状況(該当がある場合は、必ず避難状況詳細報告(別紙2)を添付してください)

該当の有無 (いずれかに○を)	有り ・ 無し
-----------------	---------

資料14 災害情報等の災害概況即報（様式第3号）

月 日 時 分現在

1 人的被害の状況

被害区分	発生日時	発生場所 (地区名)	年齢	性別	被災状況

※被害区分には「死亡」、「行方不明」、「重傷」、「軽傷」の別を記入

※死亡の場合は、被災状況欄に死亡日時を記入

2 建物被害の状況 ※地図を添付してください

建物区分	被害区分	発生日時	所在地（地区名）	施設名又は用途	原因、及び被害の状況

※建物区分には「住家」、「公共建物」、「文教施設」、「病院」、「その他」の別を記入

※被害区分には「全壊」、「半壊」、「一部破損」、「床上」、「床下」の別を記入

3 道路・橋りょう被害の状況 ※地図を添付してください

発生場所 (地区名)	発生日時	路線名	被害区分	通行規制の規模（延長）	現在の状況 (通行規制、復旧状況)

※被害区分には「土石崩落」、「路面陥没」、「路肩崩壊」、「落橋」等を記入

4 崖くずれ等土砂災害の状況 ※地図を添付してください

発生場所 (地区名)	発生日時	規模（幅×高さ）	崖くずれ等に伴う人的、建物又は道路被害の状況

資料15 被害程度の認定基準

被害の種類		認定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者	
	負傷	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は医師の治療を受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は医師の治療を受ける必要のある者のうち1月未満で治療のできる見込みのもの
住家の被害	全壊・全焼・流失	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの	
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの	
	半壊・半焼	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には、損壊(焼損)部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のもの	
	一部破損・部分焼	全壊(焼)及び半壊(焼)にいたらない程度の住家の破損(焼損)で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは、除く。	
	床上浸水	住家の床上(根太面)に達したもの及び全壊、半壊等には該当しないが、土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないもの 事業所活動等に使用のため居住していない家屋は、機械類、商品等が置かれている土間、コンクリート面を基準とする。	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの	
道路 橋梁の被害	冠水	道路面が水に漬かった状態をいう。	
	洗掘	道路面が洗い掘られた状態をいう。	
	埋没	路面が土砂、岩石、竹木等で埋もれた状態をいう。	
	亀裂	道路面に割れ目が生じた状態をいう。	
	崩土	山側の土砂が崩れ落ち路面を履った状態をいう。	
	路肩決裂	路肩が崩れ落ちた状態をいう。	
	全壊	幅員のほとんどが崩れた状態をいう。	
	半壊	車線の一部が崩れ落ちた状態をいう。	
	流失	橋梁の全部又は大部分が洪水で流失した状態をいう。	
	破壊	橋梁の全部又は一部が沈下し、又は傾倒破損したが流失していない状態をいう。	

被害の種類		認定基準
河川の被害	破堤	堤防が破れて洪水が流れ込んでいる状態をいう。
	崩壊	河川の堤防等の一部が崩れ落ちた状態をいう。
	漏水	堤防の裏側から水のふき出る状態をいう。
	いつ流	洪水が堤防を越えて流れ込んでいる状態をいう。
	亀体	堤体に割れ目を生じた状態をいう。
	流失	河川砂防の構造物(堤防、護岸、床固工、ひ門等)の流失した状態をいう。
	破損	床固工、堤等が破損を受け流失していない状態をいう。
	埋没	河川が流下土砂、山崩れ等で埋没した状態をいう。
	洗掘	河床が洗い掘られ構造物が危険にある状態をいう。
農作物及び農地用水の被害	浸水	農地内に洪水が浸水した状態をいう。
	冠水	農作物の全部が水中に没した状態をいう。
	流失	洪水によって農地又は農作物が流失した状態をいう。
	埋没	洪水によって土砂が農地内に流入して埋没した状態をいう。
	決壊	用排水路の堤防の一部が破れて洪水が農地等へ流れこんでいる状態をいう。
	破壊	堤防の一部が崩れ落ちた状態又は水路及びその附帯構造物の一部が破壊して通水を著しく阻害し、従前の能力を失した状態をいう。
全壊	同上施設の全部が破壊した状態をいう。	
ため池の被害	破壊	堤防が破れて貯水が流れ出ている状態をいう。
	破損	余水吐、取水装置、承水路、放水路等の一部が破壊した状態をいう。
	全壊	同上施設の全部が破壊した状態をいう。
	崩壊	堤防法面の一部が崩れ落ちた状態をいう。
農作用揚水施設の被害	破損	農業用揚水機場(受電施設を含む。)若しくは同揚水機が一部破壊し、又は浸水等により従前の能力を失した状態をいう。
	全壊	同上施設の全部が破壊し、又は流出した状態をいう。

資料16 非常無線通信経路図

○非常通信経路

凡例

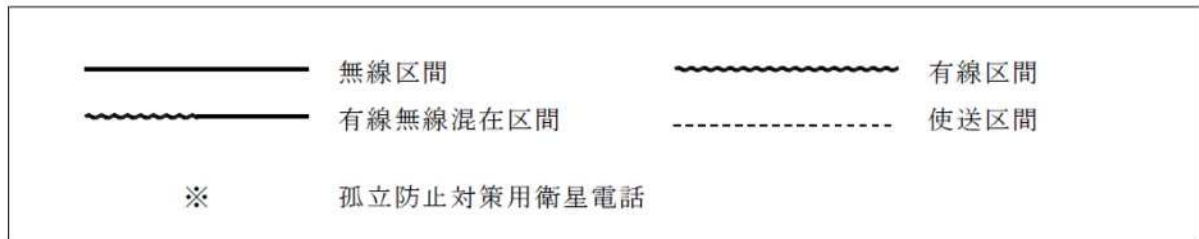
1. 通信経路の総合信頼度（経路の級別基準）

	A級（高度信頼度）	B級
全中継回数	3以下	4以上
新規連絡設定	無	有
停電時の運用	可能	不可能
通信担当者の配置	常時配置（又は非常の際30分以内に配置）	左記以外
有線区間	無（又は、あっても予備ルートがあるか地下ケーブル等強固な設計となっている。）	有

総合信頼度「A級」とは経路全体を通じ、全基準項目についてA級基準に該当する。

総合信頼度「B級」とは経路中いずれかの基準項目についてB級基準のものが含まれる。

2. 記号



(○○○→京都府ルートへ)

○○○地区から府庁への複数ルートを一括表示

市町村名	総合信頼度	非常通信経路
和東町	A	和東町役場 ————— 京都府（防災・原子力安全課）
	A	0.8km ----- 相楽中部消防署和東出張所 ——— 相楽中部消防組合消防本部 ——— ————— 京都市消防局 ——— 京都府（防災・原子力安全課）
	B	----- 和東交番 ——— 木津警察署 ——— 府警察本部 ~~~~~ 京都府（防災・原子力安全課） ----- （木津川市→京都府ルートへ）

資料17 災害救助法による救助の内容等

(平成30年4月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 320円以内 (加算額) 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当り 5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額		

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																		
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 一人1日当たり 1,140円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)																																		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																		
					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊</td> <td>夏</td> <td>18,500</td> <td>23,800</td> <td>35,100</td> <td>42,000</td> <td>53,200</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>30,600</td> <td>39,700</td> <td>55,200</td> <td>64,500</td> <td>81,200</td> <td>11,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊</td> <td>夏</td> <td>6,000</td> <td>8,100</td> <td>12,200</td> <td>14,800</td> <td>18,700</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,800</td> <td>12,800</td> <td>18,100</td> <td>21,500</td> <td>27,100</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table>	区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800	冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200	半壊	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600	冬	9,800
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																															
全壊	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800																															
	冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200																															
半壊	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600																															
	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500																															
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上																																		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																		

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わねければ居住することが困難である程度に住宅が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当りの限度額 584,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒、及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当り次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当り 大人（12歳以上） 211,300円以内 小人（12才未満） 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（洗浄・消毒等） 1 体当り3,400円以内（一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当り5,300円以内（検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実績を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 135,400円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難にかかる支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実績	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料18 本町の消防団組織表

名 称		区 域
消防団本部		和東町全域
湯船分団	第1部	湯船
	第2部	
東分団	第1部	原山
	第2部	門前
	第3部	中
	第4部	園
中分団	第1部	柚田
	第2部	別所
	第3部	東
	第4部	南
	第5部	釜塚
	第6部	木屋
西分団	第1部	白栖
	第2部	石寺
	第3部	撰原・下島

資料19 消防団車両等保有状況

名 称		車庫	ポンプ車	積載車	その他車	備考
消防団本部		1			1	
湯船分団	第1部	1	1			
	第2部	3		3		
東分団	第1部	1		1		
	第2部	1		1		
	第3部	1		1		
	第4部	1		1		
中分団	第1部	1		1		
	第2部	1		1		
	第3部	2		2		
	第4部	1		1		
	第5部	1		1		
	第6部	1		1		
西分団	第1部	1		1		
	第2部	1		1		
	第3部	2		2		

資料20 水防活動実施報告書

水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

印

増水の概要	はん濫注意水位 m								
	川								
	雨量 mm								
水防実施箇所	川 岸 地先 右 m 左								
日時	自 年 月 日 至 年 月 日								
出動	消防団員	職員	その他	合計					
人員	人	人	人	人					
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工法								
水防の結果	効果	m	m ²	m ²	戸	m	m	人口 人	その他
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人口 人	その他
使用機材	かます・俵				居住者の出動状況				
	万年・土俵								
	なわ								
	丸太				水防関係者の死傷				
	その他								
					雨量 水位の 状況				
水防に関する自己批判備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防活動実施報告（速報）

年 月 日

和束町長

山城南土木事務所あて

下記のとおり報告します。

水防管理団体名 土木事務所名	水防活動延人数	水防活動費 (A)	使用（消費）資材費			合計 (A+B)	水防活動を実施した日	備考
			主要 資材	その他 資器材	小計 (B)			
	人	円	円	円	円	円		

注1．主要資材とは俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘かすがい、蛇籠及び置石である。

注2．用紙はA4書とする。

資料21 災害対策用ヘリコプター離着陸場

名 称	所 在 地	緯 度	管理者	指定緊急 避難場所指定	水没危険
		経 度			
和東運動公園 グラウンド	和東町白栖猪ヶ口 25	緯度 34 度 47 分 43	町長 0774- 78-3001	有	無
		経度 135 度 53 分 41			

資料22 災害時応援協定の締結一覧

No.	協定名	協定の相手方	締結年月日	備考
1	災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定書	社団法人 京都府エルピーガス協会 城南支部	平成 20 年 4 月 1 日	
2	災害時における医療救護活動についての協定書	木津川市・笠置町・精華町・南山城村	平成 19 年 3 月 12 日	
3	木津川市・相楽地区消防相互応援協定書	木津川市・笠置町・精華町・南山城村・相楽中部消防組合	平成 23 年 4 月 1 日	
4	災害時における応急対応に関する協定書	東石油店	平成 24 年 1 月 1 日	
5	災害時におけるボランティア活動等に関する協定書	和束町社会福祉協議会	平成 27 年 3 月 10 日	
6	災害時における飲料の提供協力に関する協定書	近畿コカ・コーラボトリング(株)	平成 20 年 11 月 18 日	
7	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター	平成 27 年 6 月 23 日	
8	災害時等における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	社会福祉法人 和楽会	平成 27 年 6 月 5 日	